



題字揮毫・故 瀬島龍三氏

第55号

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

〒102-0072
東京都千代田区飯田橋 1-5-7
東専堂ビル2階
電話：03 (6380) 8943
FAX 03 (6380) 8952
<https://ireikyoku.com>
振替口座 00140-6-334930

編集人 圓藤春喜
発行人 國澤輝生
印刷所 島根印刷株式会社

目次

令和4年度「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」のご案内	1
あの戦争を振り返り戦没者の霊を慰める(第七回)	2
ノモンハン事件	7
(二) 第2次事件・両岸攻撃	12
鉄道隊・菅野廉一隊長追悼の記	15
事務局からの報告等	16
正会員団体令和4年度慰霊行事予定	

「令和4年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」について

令和2年度及び3年度の合同慰霊祭

は、新型コロナウイルス(デルタ株)の感染拡大に伴い緊急事態宣言等が発令され、多くの人が集まる施設等の使用制限が要請されたため、2年連続して当協議会の役員主体で実施させていただきました。

令和4年に入ると、より感染力の強い新型コロナウイルス(オミクロン株)が猛威を振るい、感染者が急増し、全国的に蔓延防止措置が発令される事態になりました。

このような状況に鑑み令和4年7月9日に予定している合同慰霊祭も大きな制約を受けるものと考えていました。が、2月下旬に入るとワクチン接種率の向上と国民の予防策の持続等により

感染者が減少に転じ、3月21日には全国での蔓延防止措置が解除され、経済活動も正常に復しつつあります。

このような状況下で戦後77年となる「令和4年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」を実施しますので、在宅参拝者も含め会員各位に広く参加を募り、慰霊の誠を尽くしたいと考えていますのでよろしく願います。

しかしながら、日々の感染者数はまだ高い水準にあり、再び感染が増加に転じる恐れもあることから直会の実施しないこととさせていただきます。

また、令和4年2月24日にロシアがウクライナに侵攻したことにより多数の戦没者と戦争犠牲者が出ているので、これらの方々に対しても慰霊の誠を捧げたいと考えています。

(文責 圓藤春喜)

令和4年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭の「案内

当協議会は、当協議会参加団体と共に、令和4年度の「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」を左記のとおり執り行う予定です。

記

- 一 時期 令和4年7月9日(土) (参集殿集合…11時40分までに)
- 二 場所 靖国神社
- 三 次第 式典・昇殿参拝 12時00分、参拝殿・御本殿
- 四 参加費 ※新型コロナウイルス感染防止のため「直会」は実施いたしません。
式典・昇殿参拝(玉串料) 2000円

賛助会員で「参拝」又は「在宅参拝」をご希望の方は、同封の払込取扱票に必要事項をご記入の上、参加費を振り込んで下さい。また、参加費納入をもって参加申込に代えらるるとともに、式典において祭文とともに御芳名を神前に奉納させていただきます。

ご不明な点、確認事項等ございましたら当協議会事務局までお問い合わせ下さい。

〒102-0072
千代田区飯田橋1-5-7 東専堂ビル2階
(公財) 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会事務局
電話 03-6380-8943 FAX 03-6380-8952
Eメール bc05197@nifty.com ホームページ <https://ireikyoku.com>

『あの戦争を振り返り戦没者の霊を慰する』 第七回

東京裁判研究者

元くらしき作陽大学教授

松元 直歳

大東亜・太平洋戦争への前奏曲(Ⅱ) 戦間期の日米中関係から開戦へ

(その3-3) 満州事変から大東亜・

太平洋戦へ…満州事変(その原因)

前回第六回稿では主として、日本、ロシア、中華民国及びリットン調査団報告書の眼から見て「満州とはどのような地であったか」について述べた。結論的に言えば、かの地は、日本人、ロシア人そして中国人にとつて、「魅力ある豊かな植民地」であり、他方リットン調査団によれば、「他に比類なき幾多の特殊事態ある地」であった。

さらに「この様な移民・植民活動―移民先・植民地から見ればそれは、その態様によっては『侵略』に他ならないものと看做されようが―は、明治以降の日本人によつても、又広く歴史上の人類一般によつても、しばしば繰り返されてきた人間活動であつた」ことに言及した。

そしてこれに先立つ第五回稿では、「中国のナショナリズム、米国の中国への圧倒的な肩入れ、そして幣原協調

外交の終焉により、国際社会の中で孤立化し始めた日本の、満州確保のための諸行動を導いていくこととなる。事態の満州問題への波及は不可避であつた」とした。「中国側との衝突路線を歩むのは不可避であつた」、在留邦人の希望に沿つた現地保護主義をとらざるを得なかつた日本と米中間の「悲劇は運命付けられていた」との、岡崎久彦の記述も引用した。

満州事変それ自体

さて満州事変それ自体について略述する。

張学良による1928年の易幟―蒋介石の国民政府による中国統一と看做される―によつて中華民国の領域となつた奉天(現瀋陽市)の北方7.5kmに在る柳条湖付近で、1931(昭和6)年9月18日、南満州鉄道(満鉄)の一部線路が爆破された。関東軍―満州に駐屯していた日本陸軍の部隊で、関東州租借地と南満州鉄道の警備を行つていた―は、この事件を中国軍による犯行であると発表したが、日本敗戦後に判明したことには、事實は、関東軍高級参謀板垣征四郎と作戦主任参謀石原莞爾を中心とする関東軍による爆破であり、謀略事件であつた。そして石原の「満州経略計画」にそつて綿密に練り上げられた作戦が、瞬く間に実行され、満州全域が日本軍の制圧するところとなつた。

かくして「満州事変それ自体」が関東軍によつて引き起されたものであつたことに異論は少ない。

錯綜し連鎖する因果関係―重要な一過程が満州事変であつた

だが然し、この様な重大な事態の發生の真相を断ずる事は「満州事変それ自体」を観察するのみでは全く不可能である事、論を俟つまでもない。長期的な且つ錯綜した淵源のあることを忘れるならば、真相の解明を期待するわけにはいかないのである。

満州における日本の特殊權益―日清戦争により獲得した權利

「満州事変」を振り返るに際しては、人間の普遍的な活動たる「移民・植民」としての、「満州における日本人と漢人とロシア人の植民活動」の他にもいま一つ、重要な人間活動が存在することに触れておかねばならない。即ち、「戦争」の問題である。当時まで一否、事實上現在に於いてすら、国際連合の一部常任理事国にとつてはそうであるが、国家間の「武力の行使」戦争は、国家間の利害の不一致が外交交渉によつて解決され得ない場合には、最終的な紛争解決手段として遍く承認される合法的な制度であつた、ということである。

そこでここでは、戦前の諸国家間の行動を規制し得ると考へられた国際法―国際慣習法と条約―を中心とする国家間の法規範を念頭に置いて、明治維新以降の我が国が、朝鮮半島とシナ大陸上における日清戦争及び日露戦争により、正当に獲得した權益を、概略振り返つておきたい。

第一に「日清戦争によつて日本が国際法上正当に獲得した權益」を見ておこう。

「日清講和下関条約」は、敗色濃厚となつた清国側の申し出により、日清間で1895(明治28)年4月17日、下関において、大日本帝国全権伊藤博文と大清帝国全権李鴻章の間で調印された。その骨子は左記の通りであつた。

日清講和下関条約

- (1) 清国は、朝鮮国が完全無欠の独立自主の国であることを承認する。
- (2) 清国は遼東半島、台湾全島及び澎湖列島を永遠に日本に割与する。
- (3) 清国は軍費賠償金二億兩(邦貨約三億円)を支払う。
- (4) 日清間の一切の条約は交戦のため消滅したので新たに通商航海条約を結ぶ。
- (5) 本条約批准後、直ちに俘虜を返還する。清国は送還された俘虜を虐待或いは処刑せぬこと。

即ち、右記(2)項によれば、日本

は、日清「戦争の正当なる国際法上の成果」として、遼東半島を清国より割譲されたのであった。

三国干渉と露清秘密同盟―近代極東紛争史の淵源

然し周知のとおり露仏獨の三国が、「日清戦争によって日本が国際法上正当に獲得した権益」、即ち清国より日本国に割譲するものと定められた遼東半島を、日本は放棄せよと、干渉してきた。

そして日本は、この三国干渉を甘受するほかはなかった。国際関係は、当時も今も国際法のみによつては規制され得ない。法の施行を強制し得る、唯一の統一的な世界政府が存在しないからである。国際法は、紛争当事者が自ら服するときのみ適用され得る「遵守することが任意に委ねられた法規範」に過ぎないからである。「当時も今も」国際関係を最終的に確定するものは、「力・武力」に他ならないからである。いずれにしろ日本にとっては、旅順、大連から満州を臨むこの遼東半島こそ、実に次の日露戦争のみならず、既にして日清戦争においても、重大戦場であった。

更にこの「三国干渉」並びにその裏で露清間で締結された「露清秘密同盟（露清密約）」は、続く日露戦争、第1次世界大戦、満州事変、日中戦争を

通じて、後の東亜における大戦、大東亜・太平洋戦争へとつながる重大な遠因をなしたものである事は強調しておかねばならない。この三国干渉が続く極東の動乱に及ぼした影響―満州事変の時間的に最も先行する重大淵源―に関しては、王芸生^{おうんせい}の言説を引用しておきたい。王芸生は、清国光緒25又は27（1899・1901）年に河北に生まれ、中華人民共和国の1980（昭和55）年、北京に没した。戦後も『大公報』に日本紀行を連載する等、中国人ジャーナリストで日本研究家であったが、次のように描写する。

支那方面にあつては、三国干渉は国際均勢の機会を造成したが、清国には眼光遠大にして勝れた手腕を有し、世界の大勢に通達した外交官がおらず、この機会を捕えて国運の復興を図ることが出来なかつたのみならず、その処置拙劣を極めたため、正に分割の禍を招来せんとし、しかもその後には於ける世界幾多の悲劇はここに胚胎した。蓋し、清国においては日清戦後清廷の諸官は、精神上既に自ら振起し得ず、三国が一言することによつて遼東が返還せられたのを見て、露国に対する迷信益々深まり、もし其の援助を得るにおいては、日本懼るるに足らざるのみならず、他の列国もまた風を望んで退却すべしと考へた。・・・かくて李鴻章、露国と密約を結ぶに及んで満州

問題の禍根は植え付けられ、更に列強の激烈な角逐を惹起し、北清事変、日露戦争より欧州大戦に至るまで、すべてこれより一連の線を引く悲劇を作るに至つた。そして元来多事を畏れた清国は、却つてこれより世界混乱の中に捲き込まれ、翻弄せられて帰する所を知らない有様に立ち至つた。

王芸生著長野勲・波多野乾一編訳
1933（昭和8）年3月 建設
社刊行『日支外交六十年史』
第三卷251頁

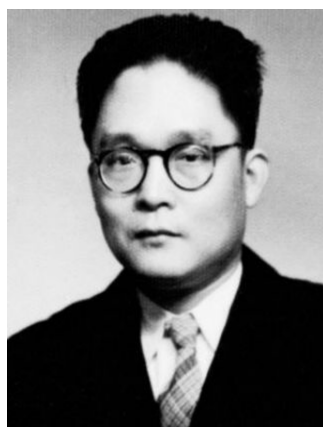
日清戦争の翌1896年に締結された露清秘密同盟とは、以下のものである。

「同年5月、新帝ニコライ二世の戴冠式にロシアは李鴻章を遣露大使としてモスコを訪問せしめ、優遇の限りを尽くした。その折、蔵相ウイツテは李に「日本は必ず、遼東半島奪還を策すに違いないので、この機会に攻守同盟を結びたい」と提案し、翌6月ロバノフ外相と李鴻章の間に結ばれた・・・」

該密約は、「日本のロシア、支那または朝鮮に対する侵略に対して相互援助すること」、「露軍の輸送を容易にするため、清国は満州を横断してウラヂオストツクに向かう鉄道の建設に同意すること」、「対日戦争の場合、ロシアは右鉄道を軍用に自由使用できること」等を骨子とするものであった。

尚李鴻章はこれによつて50万ルーブルの賄賂を受け取つていた。

中村繁は、先の王芸生^{おうんせい}の觀察は、「三国干渉での清の以夷制夷（夷を以つて夷を制す）、特にロシアの援助に頼つた浅慮を以後のアジア禍乱の第一原因なりと論ずるもので、近代極東紛争史の背景と本質を見きわめた卓抜な史論と言えよう。満州事変を生んだ土壌と種子は、遠く三国干渉の時期に、中国自身が耕し、中国自身が蒔いたものだった」と評している。



王 芸 生

「生体解剖」に付された清国―トーマス・A・ベイリー『アメリカ国民の外交史』

中村繁によれば、「日露戦争に始まり満州事変へと続いてゆく極東の混乱の第一原因は清国の愚策にあった」のである。この日清戦争の帰結としての「三国干渉とこれに伴う「露清秘密同盟」の後には、「三国干渉に頼つて日本から遼東半島を奪還した清は、却つて莫大

な報酬を支払う結果となった」、「報酬の要求は先ずロシアから来た」のであった。

即ち、

ロシアがこのやうにして三国干渉の報酬を得ると、他の列国もこれに倣った。まずドイツは1897年11月、山東省で二名のドイツ人宣教師が殺害されるや、軍艦で膠州湾を占領、翌年、ロシアと内応して膠州湾の99カ年租借権と山東省の鉄道敷設権と鉅山採掘権を得た。

ドイツの膠州湾占領を見たロシアはすかさず艦隊を派して遼東半島の旅順と大連湾を占領した(1897年12月)。・・・その後まもなく遼東半島全域を租借区域として獲得した。

フランスはロシアと提携して清を圧迫、1898年11月、南支の広州湾99カ年租借権を得た。それに対抗して英国は同年6月、九竜半島(香港の一部)99カ年租借権と、・・・7月には威海衛租借権を獲得した。

：同じ1898年に英国は揚子江沿岸、フランスは海南島と江西・雲南両省、我国は台湾対岸の福建省についてそれぞれ不割譲を清に約させ、自己の勢力範囲とした。列国のこのすさまじい侵奪を、ある米国の歴史家は清国の『生体解剖』と評したのであった。

中村繁著 展転社発行

『大東亜戦争への道』



トーマス・A・ベイリー

そして、「国境線は一メートルでも遠く」と欲して、「暴力と懐柔による既成事実の積み重ね」の手法によって、「南下」と「東方進出」、「不凍港の獲得」を目指すロシアは、「清国生体解剖」のいわば主席外科医として、その解体に勤しむ。即ち満州占領の実行である。岡崎久彦『小村寿太郎とその時代』に依って記せば、既に日露開戦後半年を経たばかりの1904(明治37)年6月に、三国干渉をも主唱し、日露講和ポーツマス条約の首席全権をも務めるウィットは、「ロシア軍による満州の占領以来、あの地方は、実際上はロシアの保護領となつてしまつた」と、正直に述べている。彼はさらに、「問題となつて一切の事業と特権とについて優先権を獲得した、他の諸国が同等の立場を得ようとしても不可能である」として、日本への和平条件としてロシアによる「満州及び韓国の・・・併合のほかに、日本は永久に戦闘力を奪われなければならない」、とハーディ

ング英国大使に対して、正直に述べている。

ここにおいて日露両国は、朝鮮半島と満州をめぐる、激しい戦火を交えるところとなつた。

そしてここにおいて戦われた日露戦争陸戦の主たる戦場も又、朝鮮半島から遼東半島、満州に至るものであった。鴨緑江の戦いであり、南山の戦いであり、旅順港攻略戦、203高地の戦い、遼陽、奉天の会戦であつた。

辛うじての日本戦勝の後に結ばれた日露講和ポーツマス条約は、その骨子以下の通りのものであつた。

日露講和ポーツマス条約

(1)露国は、日本が韓国で政治、軍事、経済上の利益を有し、且つ必要な指導、保護、監理を行う権利を承認する。

(2)両国は18カ月以内に満州より撤兵する。

(3)露国は遼東半島租借権を日本に譲渡する。但し、両締約国のこの合意には、清国政府の承諾を要する。

(4)露国は、東支鉄道南満州支線(長春、旅順間)を付属の炭鉱と共に日本に譲渡する。

(5)露国は、北緯50度以南の樺太を日本に譲渡する。

右記(3)項(条約第5条)に約された「遼東半島租借権のロシアから日

本への譲渡に必要な清国政府の承諾」(「満州善後条約」)が、ポーツマス条約調印の1905(明治38)年の12月、北京において、日清間の条約により合意せられた事は、極めて重要である。

ともかくもこうして日露の死闘は一旦終結し、我国は、満州と韓国をロシアの掌中より譲り受けて、我国自身の独立と安全を守り抜いたのであつた。しかし又逆に、かく満州進出の足場を確かにした事は、動乱の新生中国による民族主義外交「革命外交」、ソビエト連邦による超国家主義的共産主義の拡張並びに英米をはじめとする欧米列強の一特に中国に対して異様に強い感情的な共感を持っていた米国の諸行動、そして経済恐慌とワシントン体制の崩壊によつて独自の道を歩くことを余儀なくされた我が国内情勢とによつて、爾後それまでも増して、大陸における我國民の栄光と労苦と困難を余儀なくさせたものではあつた。

滿蒙問題の緊迫化と事變の勃発―英米の寄与

いづれにしろ満州をめぐる日・中・ソ・米欧の言動と勢力関係は、第一次大戦後の極東の動乱を導いていくことになる。

第一次大戦後の極東関係を国際秩序の下に規制しようと期待されたワシン

トン条約について云えば、J・A・マクマリーほかの言説を俟つ迄もなく、1920（大正9）年代から1931（昭和6）年の満州事変までの10年間、殆ど、「日本がワシントン体制を忠実に守ろうとした」事には、まずは異論がない。然し結局、極東におけるワシントン体制の扱われ方は、マクマリーによれば、以下の通りのものであった。

・・・協調政策は、親しい友人たちに裏切られた。中国人に軽蔑されてはねつけられ、イギリス人と我々アメリカ人に無視された。それは結局、東アジアでの正当な地位を守るには自らの武力に頼るほかはないと考えるに至った日本によって、非難と決まり言葉（byword）の対象となってしまったのである」。

アーサー・ウォルドロンも、『平和はいかに失われたか』に於いてマクマリーのメモランダムを、次のように纏める。

・・・米国政府から「肘鉄砲」の扱いを受け、また1928年7月米国民政府との間に新条約（米中関税協定）を締結して了った事が、日本の姿勢を変える事になる。日本が、自国の権益を守るためにこれまでの多国間協調外交への依存を止めて、自らの軍事力を頼るようになったのは驚く

に当たらない。・・・マクマリーは結論を出している。日本を知らず知らずのうちに、今や米中両国に脅威を与えている攻撃的な国に作り変えていったのは、中国とアメリカなのだ。

満蒙問題の緊迫化と事変の勃発―「革命外交」中国の奇与

かくのごとき「日本の独力による満州権益確保政策」との対立をさらに激化せしめたのは、中国の所謂「革命外交」であった。「抗日・排日の空気は、事変の直前、数段と高」められた。

一つだけ言及する。即ち、リットン調査団報告書が「四分の一世紀間、満州における国際政戦は主として鉄道政戦なりき」と記す通りの、鉄道問題を見てみよう。それはまさに、満州における日支ソ間の最大争点であった。日露戦争後、日本は、前記ポーツマス条約（4）項上の南満州鉄道敷設権に基づいて、満州の荒野に鉄道を敷いた。リットン調査団報告書も認める通り、産業は興隆し、治安は関東軍によって確保された。支那の内乱の惨禍が及ばぬ満州に、戦乱を逃れようとする漢人は流入し、1911・12年の辛亥革命当時1,800万であった満州の人口は、1931年の満州事変の頃には、3,000万に達したのであった。し

かし、満州の支配者であった張作霖・張学良の父子は、前記条約（4）に背反して、1929（昭和4）年、満鉄の東西に二大併行線を敷設、完成させた。

また支那官憲は、

「①商祖権圧迫②土地盗買及び移民防止③日貨排斥④日本人内地旅行者取締⑤日本側文化事業妨害、その他排日教育」にいそしんだ。「日本

人商店への妨害、日本人婦女子の凌辱、暴行、学校児童の迫害」が頻発し、遂には、「万宝山事件を頂点とする各地の鮮農圧迫事件、その報復としての朝鮮での中国人排撃事件、各地での日貨排斥事件」が続いた。そして「中村震太郎大尉殺害事件」は日本人居留民のみならず、日本朝野の内地人をも、震撼させ、激怒させた。

岡崎久彦によれば、当時の日本の中正穏健な識者たちも、次のように記している。

〈矢内原忠雄〉

満蒙問題が新満州国の建設という結果を見るに至った原因の一つにシナ



日露戦争後の満州・朝鮮半島の状況

の利権回復熱の躁急性をも挙げねばならない。

〈河合栄治郎〉

たとえシナの民族統一の願望に同情があつたとしても、ちゃんと礼儀を守り、懇願してくるのならよいが、とにかく南満州の権利は当然シナに帰属すべきだといって既存の権利を取りに来るのでは、こちら側に超人的な善意がないかぎり、ああそうですか、といって承認し得ないのは当然である。まして南満州の日本の権利はロシアから譲り受けたものであつて、英国、フランスのように直接中国から奪取したものではない。

岡崎は、「当時の国際通念から言つ

て、日露戦争以来日本が勝ち得た満蒙利権をただで手放すというようなことは、まさに『超人的な』（つまり人間社会ではありえない）利他主義、自己犠牲の精神がなければできないことであり、たとえ何百万分の一かの例外的な個人がそう考へても、それが政治や政策に反映されることはあり得ない状況であつた」と、記す。

猪木正道も『評伝吉田茂』で、「中国の民族主義運動対日本の特殊権益の衝突」について、次のように述べる。

・・・日本外交にとつても幣原外交にとつても致命的だつたのは、「中国の民族主義運動が満蒙における日本の特殊利益に真正面から挑戦しようとしたことだつた。細谷千博教授が、『中国ナショナリズムの波が、日本によつて“生命線”視される地域にまで及ぼうとするとき、ワシントンの協調システムはもはや機能の限界をこえていた』（細谷千博・斎藤真著『ワシントン体制と日米関係』）と述べているのは完全に正しい。

満蒙問題の緊迫化と事変の勃発―「共產主義」ソヴィエトの寄与

さてロシア革命は誠に世界史的な重大事件であつた。それは、ロシアに発し、マルクス主義発祥の地たる独英を含む欧州全域のみならず、支那、日本を含む極東に対して、更には、潜在的

にしかし充分に深く米国に対してすら、甚大な影響を及ぼした。ここでは満州を含む支那に対する共產主義ソヴィエトの浸透に少しく言及しておきたい。辛亥革命後初期段階におけるソヴィエトの浸透に対する孫文、蒋介石等の中国指導層の反応である。

早く1923（大正12）年8月、蒋介石は孫逸仙（孫文）の命により、「孫逸仙博士代表団」を組織し、ソ連を訪問、軍事、政治、党務を視察して12月に帰国した。蒋介石は孫文に対して、冷厳な観察の下に、以下の趣旨の報告を提出した。

- （一）コミンテルンの革命の友に対する策略はかえつて、革命の敵に対する策略よりも多い。
- （二）ソヴィエトの政治組織は、專制的かつ恐怖的なものであり、国民党の三民主義的政治制度とは到底相容れない。
- （三）ソ連共産党や政治の責任者は外蒙侵略の野心を絶対に放棄していない。
- （四）訪ソ3カ月間に受けた印象を一言にして言えば、ソ連の共産政權が一度強固な存在になつた暁には、ツァーリ時代の政治野心の復活する可能性があり、従つてそれが将来、我が国と我が国民革命に与える禍は計り知れないものがあるうといふことであつた。
- （五）ソ連共産党の対華政策は、先ず満蒙や新疆、チベットをその

“ソヴィエト”の一つとする事であり、中国本部についても侵略の意図がないとは云へない。

（六）ソ連のインターナショナルムとか世界革命とかも、その実はツァーリの帝国主義と何ら変わらず、ただ名義を変へて世人を惑はさうとするものである。

（七）私は訪ソに先立ち、ソ連共産党の中国国民党に対する援助は我々を平等に取扱ふ真心から出たもので、絶対に私心や悪意をさしはさまぬものだと思つていた。しかしソ連を観察した結果、私の理想と信念は霧のやうに消え去つて、我が党の連ソ容共政策は、一時的には西洋の植民地政策に対抗できるが、決して国家の独立自由を達成し得るものではないとの結論に達した。又ソ連の“世界革命”の策略や目的は、東洋の民族独立運動にとつて、むしろ西洋の植民地政策より一層危険なものであると感じた。

中村繁前掲書

「孫逸仙博士代表団」蒋介石報告

世界のその後の歴史と、そして現在の世界の現実とを觀察するとき、この報告は、誠に驚くべき洞察力を有していたと言わなければならない。ここに於けるソビエト・ロシアの姿は、現代のロシアのみならず中華人民共和国にも等しく該当するものであること、言うまでもない。

しかしながらこの報告に対する孫文の判断は、「愚かであつた」というべきであつた。即ち孫文は、蒋介石の見解は「取り越し苦労に過ぎて革命の現狀にそぐわない」というものであつた。

曰く、「中共を国民党の指導下におくことによつて、彼らが階級闘争で国民革命を妨害するのを防止することが出来る。北伐が成功すれば、共産党が国民党を破壊しようとしても不可能になる。しかもソ連は、国民党を中国革命を指導する唯一の政党として認め、また共産黨員に国民党に加入してその指導に服するよう勧告している。またソ連は中国で共產主義を実行する可能性のないことを認めているではないか」と。孫文は、自らの唱えた三民主義と共產主義は全く異なるものを目指していたにも拘わらず、連ソ容共の既定方針を変更しようとはしなかつたのであつた。

かくして既に辛亥革命の元祖、孫文に胚胎した中国の赤化思想は、「目的が手段を正当化する」とのレーニン主義の運動方法論によつて、国共合作、北伐、コミンテルンの活動の中で、中国の共產化を実現していくのである。のみならずそれは、対日抗争自体に対しても、戦略的で陰謀を多用する、狂暴で陰惨な影響を及ぼしたのであつた。（続く）

ノモンハン事件

(二) 第2次事件・兩岸攻撃

岩田 司朗

1 ソ蒙軍、哈爾哈河右岸の占領

第1次事件が終わって山縣支隊が撤退すると、そのあとを追うようにして、ソ蒙軍は哈爾哈河を越えて侵入して来た。

6月16～18日頃になると、哈爾哈河兩岸のソ蒙軍の兵力は、砲20数門、機甲車両30数両、高射砲10数門、自動車500両以上に及び、そのうち少なからぬものは哈爾哈河右岸に陣地を占領し且つ兩岸の間における出入が頻繁になりつつあった。一方、飛行機の越境活動も日増しに活発になり、6月19日早朝には約30機をもって甘珠爾廟を攻撃し、阿穆古朗に集積してあった満軍の燃料及び人馬の糧秣を多数炎上させ、更にボイル湖付近を襲って、空地両面からわが方の監視部隊に攻撃を加えてきた。

「シースキン史料」によれば、ソ軍は事件勃発と共に、狙撃連隊、砲兵等のソ連軍と、外蒙軍騎兵師団等を戦場に急派したが、6月に入ってから続いて戦車旅団、装甲自動車旅団、機械化狙撃師団、軍団重砲、飛行機100機以上の増援兵力をタムスク付近に集中

させることに決している。

これらの動きは、既述のスターリンの決心に基づく行動とみられ、機動力に富むこれらの諸部隊をもって、川又付近兩岸の要域を堅固に占領し、特に橋頭堡の強化に傾注していたものとみられる。

2 関東軍の越境撃滅構想

関東軍第1課においては、第23師団長からの報告を受けて直ちに爾後の作戦について研究に着手した。参謀間では暫く静観する案と、痛撃を与える案が検討されたが、強行案を主張する辻参謀案を可として採用した。

概成された作戦方針は「軍は越境せるソ蒙軍を急襲殲滅しその野望を徹底的に破砕する」であり、使用兵力は第7師団を主体とする地上部隊と、飛行機180機を予定するというものであった。

本案を巡っては、あらかじめ大本營の了解を得ることについて参謀長と参謀間で意見の相違があったが、結局参謀長は作戦課の意見に同意し、軍司令官に武力行使を進言した。植田大將は、武力行使については反対しなかったが、攻勢案については統帥上の見地から、西北管内の防衛作戦に関し、当の第23師団を差し置いて第7師団長に指揮させることに對しては同意されなかった。地上作戦に關し第7師団を主力とする攻撃案は練り直すこととなった

が、関東軍がその保有する飛行集團の主力と約1コ師団半の地上兵力をもつて、空地両面から当面するソ蒙軍に對し痛撃を加えんとする攻勢企図は確立された。

3 航空部隊の展開

外蒙領域内の航空基地に向かう航空進攻作戦については、従来第2飛行集團にその希望があり、再三関東軍に意見具申されていたところであったが、6月19日発令された展開命令により、「出動部隊の主力をもつて海拉爾方面に、一部をもつて白温線方面に集中し、越境ソ軍機を求めて撃墜し、更に爾後の進攻作戦を準備する」という集團の任務が示された。

なお、飛行集團の作戦に關し、関東軍から参謀總長に報告された内容は「外蒙の頻々たる挑戦行動に鑑み、之を膺懲するため、飛行隊を海拉爾及び阿爾山方面に展開し、越境する敵機を撃墜せしむ」というものであり、「爾後の進攻作戦を準備せしめる」件に關しては触れられていない。結局、大本營においてはしばらくの間、「進攻爆撃」について一切承知していなかった。

4 地上部隊の集中

6月20日午後下達された地上部隊に對する応急派兵並びに集中に關する命令で、第23師団長には部隊の主力を將軍廟方面に集中し、哈爾哈河畔における爾後の作戦準備を、また、安岡支隊

(第1戦車団基幹) 長には部隊をハンダガヤー阿爾山間の地区に集中し、ノモンハン方面における第23師団主力の行動と策應する爾後の作戦準備を命じた。

地上攻撃の要領については、その主眼は依然ソ蒙軍の捕捉撃滅にあり、哈爾哈河上流ハンダガヤ方面から有力な1兵団(安岡支隊)を左岸に移し、ソ蒙軍の右側背に向かわせることは概定していたものの、第23師団主力の運用に關しては未定であった。

関東軍が最も懸念したのはソ蒙軍を逸することであり、作戦実施の段階になつても相手を刺激することを慮れたためであろうか、当然謹すべき事前の偵察、情報収集活動を積極的に行わなかつたようである。

5 大本營の認可

関東軍の武力行使に關する大本營作戦課の意見は賛否まちまちであったが、中島参謀次長ら主脳筋の考えはかなり現実的で、優勢なソ軍に對し国境防衛の大任を関東軍に任せてある以上、ある限度以内の武力行使は認めるべきであるというものであった。

これに對し陸軍省では、軍事課長等は前年の張鼓峯事件の場合にもまして強く反対したが、6月21日の省部首脳会同で板垣陸軍大臣の「1師団ぐらいいちいちやかましく言わないで、現地に委せたらいいではないか」という一

言で決まってしまった。

6 タムスク航空進攻第二撃

(1) 進攻目標

航空進攻のための攻撃目標として関東軍は、タムスク、マタット、サンベースなど国境からほど遠からぬ根拠地を選んだ。

ことにタムスク、マタットは東方のハルハ河からそれぞれ約100km、230kmの距離にあるにしても、北方ボイル湖西方の国境線からは両者とも50kmに達せず、ハルハ河下流の国境から満州側甘珠爾廟に至る距離とほぼ同じであることから、この作戦はソ連、外

蒙領内の奥深い地点に対する戦略爆撃ではなく、戦場爆撃の範疇であると見做していた。

(2) 航空戦

第2飛行集団が第一次展開を終わつた6月21日16時頃から2回にわたつて優勢なソ軍の駆逐機編隊が前線に來襲し、その延総数は100機内外に達した。

当時、前方の甘珠爾廟にあった飛行中隊は、阿穆古朗及びボイル湖付近の各上空においてこれを邀撃し、撃墜計50数機に達する戦果を挙げた。また、24日にも約60機の敵駆逐機群が越境してきたが、わが方はこれを邀撃し推定12機を撃墜した。

このように最前線のわが戦闘機隊基地に対するソ軍機の来攻は活発であったが、海拉爾その他の主力の展開地に対する侵入機はほとんど見受けられなかった。

(3) 中央の意図に反する進攻準備の促進

6月23日、「第2飛行集団長は好機を求めて速やかにタムスク、マタット、サンベース付近根拠飛行場を攻撃し敵機を求めてこれを撃滅すべし」の実施命令が下達された。

当時、中央部が国境紛争について不拡大の意図を持ち、特に

航空による進攻爆撃には絶対不同意であったことはそれまでの幕僚連絡その他によつて関東軍側も十分承知していたにも拘わらず、関東軍作戦課は航空による越境攻撃については一切中央に秘匿して準備を進めたので、中央部としては知るよしもなかった。

(4) 陸軍最初の航空撃滅戦

6月27日、第2飛行集団諸隊は、朝5時過ぎから適時海拉爾及び前線の飛行場を突進し、態勢を整えつつボイル湖西方上空に至り、それから一路南下してタムスク上空で目標に対し投弾を行い、また戦闘機は有利な制高態勢を利用して離陸直後のソ軍機を攻撃し、大きな戦果を挙げた。わが方の未帰還機は4機であった。

タムスク空襲は完全に中央の意に反し、中央部に大きな衝撃を与えた。

この空襲が成功した直後、関東軍第1課寺田参謀は直通電話により参謀本部稲田作戦課長を呼び出し、委細報告したのに対し稲田大佐は語気鋭く関東軍の不信、越権を責めた。

タムスク空襲に関連し、参謀本部は国境紛争の拡大を防止するため、6月29日大陸命及び指示を関東軍に示達し、

国境防衛に関する関東軍の任務を軽減するとともに、その行動を制限したが、既に諸隊は20日付の命令により行動に移りつつあった状況で、当然関東軍の地上攻撃決意には変わりがなかった。

7 両岸攻撃のための諸準備

(1) 諸隊の集中とソ蒙軍の妨害

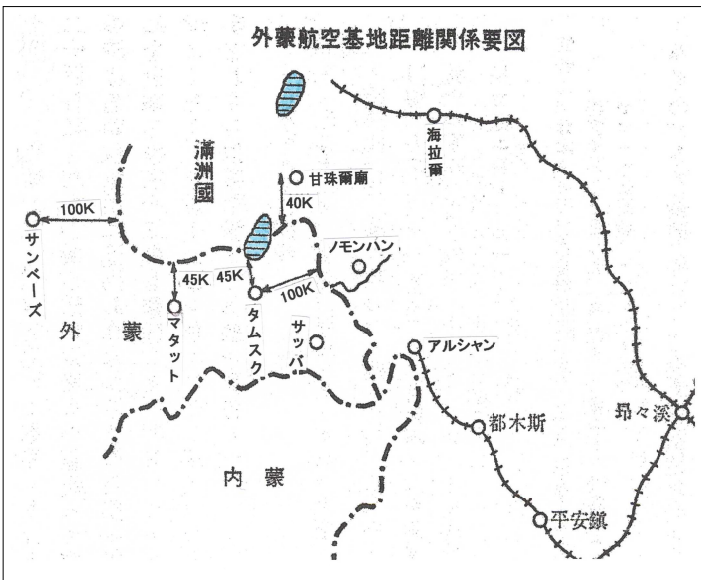
第23師団長は関東軍の集中命令に基づき、21日午後「師団は各一部をもつて甘珠爾廟及び阿穆古朗付近に、主力をもつて將軍廟付近に集結し、爾後の作戦を準備する」旨の命令を決定した。

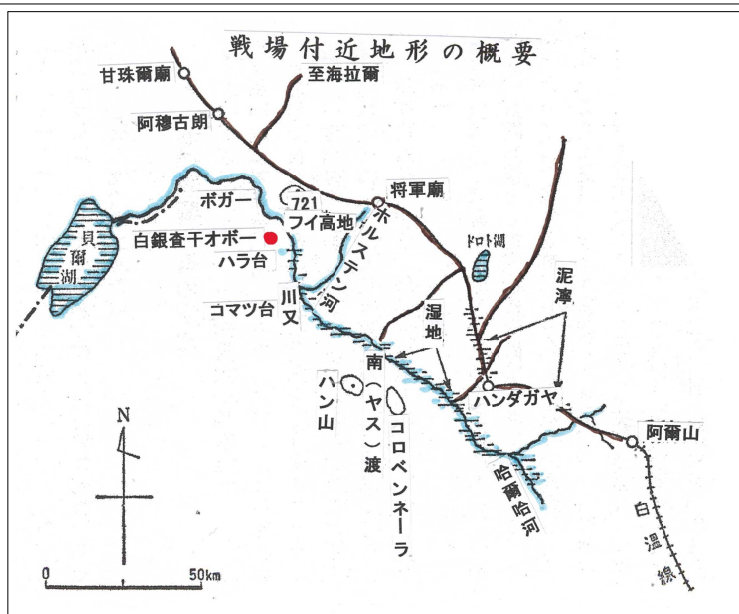
第23歩兵团長小林恒一少将の指揮する諸隊は、22日早朝から行動を開始し、將軍廟に到着後、同地南側の蓮花山を占領して所要の搜索警戒を開始した。

これに対し、23日早晩、戦車10数両を有する騎兵少なくとも100、車載歩兵約30のソ蒙軍は、その主張するノモンハン付近の国境線をはるかに超えて來襲した。かくして第2次事件の地上戦闘は、開始された。

翌24日天明前後、戦車、装甲自動車計約30両、牽引野砲4門を有する狙撃兵少なくとも200が近接して活発な攻撃を加え、薄暮(21〜22時頃)には、一時ソ軍の戦車が將軍廟の側背に殺到したほどであった。これに対し日本軍将兵は果敢な戦闘により、敵に損害を与えて撃退した。

小松原師団長は6月27日將軍廟に司令部を進め、安岡支隊は25日までにそ





地上攻勢に於ける部隊運用については、安岡支隊を哈爾哈河上流方面から左岸に運用する案であり、師団主力の攻勢地域については、下流（ボイル湖寄り）か、上流（安岡支隊方面）か、又はその中間（フイ高地地区）か、成案は得られていなかった。

当時、6月下旬に入つてからの降雨による河川の増水、阿爾山方面からの道路の泥濘化による補給路確保の困難性から、6月30日午後、師団長は安岡支隊を師団主力と直接連繫して右岸において作戦させることに決した。

(2) 地上攻勢案の検討

関東軍は、航空撃滅戦の戦果を利用すると共に、敵の準備未完に乗じて地上攻勢を行うことが有利であると判断し、6月25日攻撃命令を下達した。

この頃、師団長は、飛行機による偵

師団長は、直轄斥候の潜入、空中写真の分析、及び関東軍辻参謀が行った空中偵察等の結果から、師団主力の攻勢地域を白銀千台付近に決定した。

この頃、師団長は、飛行機による偵察報として当面のソ軍が逐次後退しつつある旨の情報に接し、早急に攻撃を要するものと認め、急ぎ師団の行動要領を策定して、6月30日夕、「主力をもつてフイ高地方から渡河し、まず左岸のソ蒙軍を撃破し、川又西方小松台付近に進出して右岸の陣地を背後か

ら攻撃して捕捉撃滅する。」を方針とする師団命令を下達した。

この攻撃計画の根底を支配していたのは、関東軍作戦課のいわゆる牛刀主義であった。すなわち敵を戦場から離脱させないため、わが企図を一切秘匿し、従って航空搜索も行わず、急襲によつて一気に包囲殲滅しようという考えであり、この攻撃の初期から「ソ軍退却」という空中偵察情報が一度ならず伝えられ、その先入観が少なからず影響したものとみられる。

8 右岸攻撃の実施

(1) 安岡支隊の戦場進出、攻撃命令の下達

安岡支隊主力は予定通り7月2日0400將軍廟を出発し、15時過ぎマンズテ湖付近に兵力を集結した。支隊長は配属歩兵連隊長山縣大佐から状況を聴取し、また師団から派遣された参謀から、右岸のソ軍に退却の兆候がある旨が伝えられた。折しも上空に飛来した飛行機が通信筒を投下して、これも右岸のソ軍が後退しつつありとの報告を寄せた。支隊長としては右岸のソ軍の兵力、陣地の概況等については不明であったが、全般の態勢から瞬時に、追撃思想をもつてする攻撃を開始するに決心し、各部隊に対し追撃を命じた。

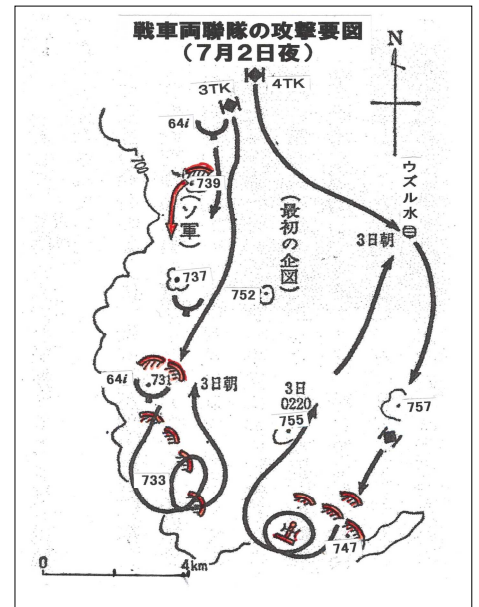
バル西高地(733高地)を中核とするソ軍の陣地組織及び強度は、その準備状況からみて相当強化されている

陣地を奪取又は突破するためには、特に歩、戦、砲の協同連携が不可欠であったが、諸隊の行動は各部隊各個となつた。それは再三にわたつて伝えられた。「敵退却」という情報に動かされたからであつた。ことに1940頃、折からの雨を冒して飛来した友軍機から重ねて投下された「敵は続々川又渡河点を經て退却中なり 速やかに追撃するを要す」と云う通信筒は、支隊長以下の前進意欲を一層強くかきたてた。

そのころの日本軍の戦車の用法は、第一線に直接協同して、暴露した敵の重火器を破壊し、また踏破力によつて輕易な鉄条網等に対し突撃路を開設するというのが一般的で、中・軽戦車の構造、性能はいずれもこのような目的に應ずるようになっていた。

従つて、安岡支隊長が示した命令のように、戦車隊が独力に近い形をもつて夜間、既設陣地に対し搜索もしないで攻撃を実施することは正に「追撃」という特別の事態において採られる臨機急の措置にほかならなかつた。

その反面、安岡戦車部隊が戦場に進出して、そのまま夜暗に乗り敵陣地内に深く突進したことは明らかにソ軍の意表に出たもので、折からの大雷雨もあり、戦況の誤判は当面意外の結果を生んだ。



(3) 諸隊の勇戦奮闘

諸隊の前進は2日夕から開始された。いわゆる追撃思想による薄暮に続く夜間攻撃であったため、行動開始の初めから砲兵と歩兵及び戦車の協同はできず、また歩兵部隊と戦車部隊、戦車部隊相互間の連携もたちまち途絶して、各隊各個に戦闘せざるを得ないこととなった。

2日夜の両戦車連隊の行動は、付図のとおりであり、戦車第3連隊(吉丸部隊)は733高地付近に進出し、敵の戦車、装甲車等に多大の損害を与え、2130頃ようやく731高地付近の低地に部隊を集結して夜を徹した。

山縣部隊に協同すべき吉丸部隊であったが、行動を起こすや、時速約15kmのスピードで前進したため、歩戦両部隊間の距離はたちまち大きく引き離されてしまった。

一方、戦車第4連隊(玉田部隊)は、752高地に向かったが、敵の砲撃を受け進路は東に片寄りながら757高地、747高地のソ軍陣地を撃破又は濾過し、敵を混乱に陥らせながら、3日0430過ぎ、ウズル水西側の段列に部隊を集結し態勢を整理することにした。

(4) 攻撃第2日の戦闘

7月2日夜敢行した追撃方式による攻撃は、当面一応の奇襲的戦果を収めたものの、ソ軍陣地の第一線とみられた733高地線は、左岸台上の砲兵掩護のもとに依然堅固に確保され、右岸からの退却など明らかな誤報であったことを認めざるを得なかった。

吉丸部隊は前夜来の戦況から判断して苦戦になることを予期し、山縣部隊長と協議した後、3日正午過ぎ行動を開始、勇躍733高地に向かったが、この日も歩兵をはるかに超越する形となり、ソ軍の全火力を引き受ける結果となった。

更にソ軍はわが行動正面にピアノ線による蛇腹型鉄条網を張りめぐらし、これがキヤタピラに蜘蛛の巣のように絡みつく、戦車は行動の自由を奪われ、たちまち好個の射撃目標となり、この日10両以上が犠牲となった。吉丸

部隊の各戦車は733高地第一線陣地に突入するや、熾烈な対戦車火網に捕捉され、遂に連隊長吉丸清武大佐以下15名は壮烈な戦死を遂げた。

山縣部隊は、一意733高地に向かい前進しようとしたが、熾烈な火力に妨害され前進を阻害された。しかも部隊は7月1日以来の機動と戦闘の連続に加え、3日には給水が中絶し、疲労が色濃くなった。将兵は勇を鼓して鋭意力攻に努め、ようやく陣地の一角を奪取したが、戦傷者が多く戦況はそれ以上少しも進展しなかった。

玉田部隊はウズル水付近で整備を行い、8時頃行動を開始し10時頃、755高地南西に進出したが、733高地は有力な狙撃兵によつて占領されており、その兵力は対戦車砲、野砲各8門を有する歩兵400〜500、砲弾は正面、川又西方台上及びノロ高地の3方向から盛んに飛来した。

正午ころには歩兵数10を伴ったソ軍の戦車、及び装甲自動車7〜8両が砲兵射撃に支援され、玉田部隊の左翼方面に攻撃して来た。同隊はこれを急襲し撃退したが、玉田連隊長は、このまま攻撃を続行することは無謀であると判断し、一部をもつて搜索警戒に当たらせ、主力を一時後退させて、爾後の行動を準備すると共に支隊主力との連絡を回復することに努めた。

9 左岸攻撃の実施

(1) 渡河準備

左岸攻撃のため師団諸隊は1日夜フイ高地に進出し、隠密に敵情地形を搜索するとともに、渡河その他の諸資材の前送を準備した。

渡河の概要は、まず歩兵第71連隊(岡本部隊)第1大隊を工兵第23連隊の行方漕渡により対岸に進めて主力の渡河を掩護すると共に、爾後の左岸攻撃のための橋頭堡たらしめ、次いで左翼隊となる岡本部隊主力、右翼隊となる歩兵第72連隊(酒井部隊)主力をいずれも漕渡によつて渡河させ、配属野砲兵は、爾後工兵部隊の設ける架橋によつて左岸に進出しようとするものであった。

諸部隊は命令に基づき黙々として行動に移り、夜間のため若干の錯誤が生じて予定時間をかなり遅延したが、全般として師団主力の渡河準備は概ね順調に実施され、渡河は何ら妨害を受けることなく行われた。

(2) 漕渡の実施と架橋

渡河掩護隊は7月3日0230、白銀查干才ボー付近の奇襲渡河に成功した。関東軍参謀辻政信少佐は自らこの先頭渡河部隊と同行した。大隊は直ちに白銀查干才ボー西方台上に躍進し、更に南方ハラ台方向に地歩を広げ、四周を警戒し状況搜索の処置を講じた。3時過ぎにはこの大隊に続いて連隊主力も渡河を完了した。

酒井部隊主力も岡本部隊に続いて渡河した。まず第2大隊が台上に進出し、0440ころ岡本部隊の遙か外側に展開して、更に第1大隊主力がその左翼に進出した。連隊砲、速射砲等の進出はやや遅れたが、0530小林部隊の歩兵主力の攻撃の基本態勢は概成した。漕渡の大部分が完了し、並行して架橋作業に取り掛かり諸員を督励した結果、3日0640頃架橋を完了した。当初の計画では漕渡と架橋の両者を夜暗を利用して行い、左岸攻撃部隊の大部を黎明までに渡河を完了させる予定であったが、作業が遅延し渡河の末期から天明となったため航空機及び戦車部隊による妨害が懸念されたが、渡河作業及び部隊の渡河は特に妨害されなかった。

(3) 歩兵の対機甲不期遭遇戦

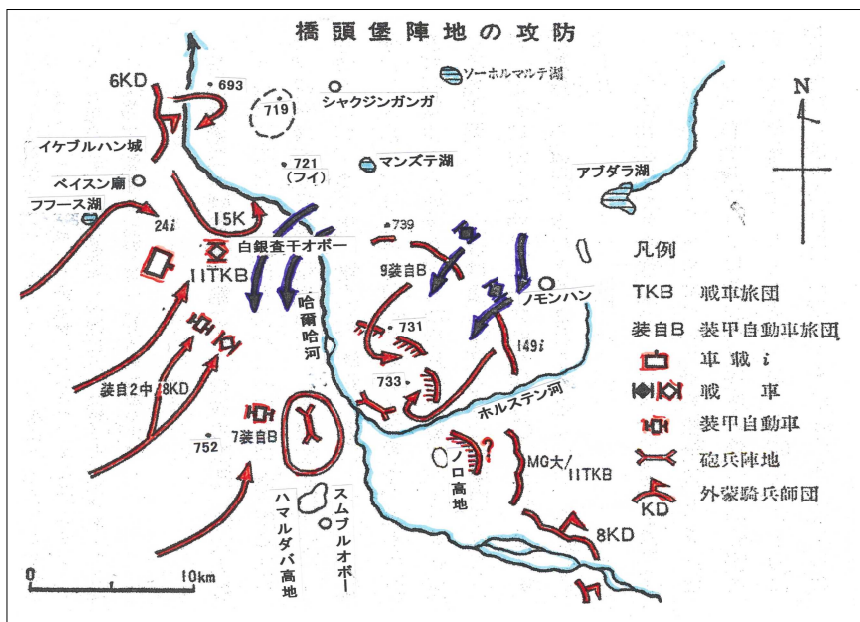
小林部隊は、渡河がかなり遅延したので、岡本、酒井両部隊とも白銀査干台に進出するや直ちに展開し、コマツ台に向かって行動を開始した。両部隊とも爾後の戦闘に関する歩兵相互の協力並びに、歩、砲間の協同等について、何等具体的な処置は講ぜられなかった。渡河が予定より遅れたこと、ソ軍の妨害をほとんど受けることなく左岸に進出し得た安心感のため、一意コマツ台に急進しようとする心理に支配されたためであった。

両部隊が新来のソ軍機甲兵団と遭遇したのは、予期に反し以外に早く7時頃であり、またその兵力は予想をはるかに上回る優勢なものであった。ソ軍の機甲部隊は一見無統制の如く20〜30両ごとの群を作って前方から、側方から、あるいは縦隊となり横隊となって攻撃して来た。小林部隊は、各隊毎直ちに肉薄攻撃又は連隊砲、速射砲によって反撃し、瞬時に多数の戦車、装甲自動車、戦車、装甲自動車を破壊し炎上させた。

(4) 後続野砲部隊等の戦闘

野砲第3大隊は、元来丹橋による輓曳通過が可能であったが、河川が増水し、川幅50〜60m、流速2m以上でやや危険であったため火砲、弾薬車ごとの渡河となり更に時間を要した。大隊は渡河後間もなく戦車の攻撃を受け、各中隊は400〜700mの至近距離から直接照準によりこれを撃退しつつ歩兵に追及した。

また、歩兵第26連隊(須見部隊)は、渡河後(1000頃)、出会い頭に優勢な敵戦車群と交戦することとなり、小林部隊の外側からコマツ台に向かう当初の企図は実現不可能となり、白銀査干台地西方地区において、小林部隊



の背後及び架橋点を擁護する態勢となった。部隊主力の位置は架橋点から約1km内外であったが、終始1600〜1700両の優勢な戦車、装甲自動車が出現し、交戦は激烈を極めた。

3日左岸攻撃に参加した日本軍兵力は、歩兵7大隊半、連隊砲12門、速射砲18門、野砲8門、12榴4門であった。この日の戦闘において、小林部隊方面だけでもソ軍の戦車、装甲自動車を

10 ソ蒙軍の行動概要

合計少なくとも150両を破壊又は炎上させた。

ソ蒙軍は外蒙騎兵2師団の主力をもって戦線の両翼側を警戒し、右岸の陣地には狙撃機関銃大隊、車載狙撃連隊、装甲自動車旅団を配置し、既にタムスク付近に進出していた戦車旅団、装甲旅団、車載狙撃連隊等の機動予備を、2日夜までに戦場後方約50〜60km付近に召致したようであった。

ソ軍作戦司令部においては、2日夕刻日本軍が右岸の陣地に対し攻撃を開始したことを承知し、直ちに機動予備の諸隊に行動開始を命じ、一部をもって正面から日本軍の左岸進出の鼻をたたき、主力をもってその右側面を攻撃しようとした。この機動予備兵団が、わが左岸攻撃の諸隊と衝突したのであった。

そしてソ軍は、有力な日本軍の白銀査干オボ付近への進出を知るや、直ちにこれを包囲撃滅するに決し、諸部隊を戦場に投入した。攻防の概要は、付図のとおりである。(続く)

鉄道隊・菅野廉一隊長

追悼の記

機関車C5631号保存会

事務局長 林 逸紀

はじめに

去る令和3年4月16日、元陸軍少佐・菅野廉一さん（陸士53期）が101歳で逝去された。戦時中、日本軍がタイ（泰）ービルマ（緬甸）間に建設した「泰緬鉄道」に、鉄道第九連隊（以下、鉄九）の将校としてかわつたことから、戦後はその経験を語りつぐために尽力された。その中でも、鉄道隊と共に戦場を駆け抜けた国産機関車C56形31号機（C5631号）を、戦後タイから帰還させ靖國神社に奉納したことは、もともと輝かしい事業の一つである。



遊就館に展示されているC5631号

鉄九と筆者の出会い

私が菅野さんや鉄九、そして泰緬鉄道と出会ったきっかけは、まさにこのC5631号だった。戦跡巡りをして戦史を学ぶことに興味があり、C5631号を知った私は、平成19年にタイを訪れた。縁あって個人的に菅野さんから事前にお話を聞く機会を得たが、その時、菅野さんは一つの心配事を話された。それは、「泰緬鉄道」の当事者である日本人が、鉄道の存在を忘れつつあるということだった。

現地を訪れた私は、菅野さんの心配事が現実のものとなっていることを目にした。泰緬鉄道の観光スポットで私は日本人の観光客をほとんど見かけなかったし、現地のガイドも、日本人のお客をこの地域に案内するのはずいぶん久しぶりだと言っていた。

泰緬鉄道に歴史を学ぶことの目的を見つけた私は、その後も菅野さんや他の元鉄道隊員のお話を記録していった。昨年までに私の実施した聞き取り調査は慰霊祭への参加を含めて50回を超えた。戦友会が平成14年まで継続されていたC5631号の清掃活動は若手有志の活動として復活させ、すでに30回を超えた。幸せなことに私は機関車を含む鉄道部隊ぐるみで懇意にさせていただき、大いなる学びの場を得たのだ。

年を追うごとに、お会いできる鉄道隊関係者の数が少なくなっていくが、

菅野さんは101歳とられた昨年、特に病気もなく体調は非常に良好と

のことであつたが、都内の養護施設にお住まいのため、コロナ禍で面会ができない状態が1年以上続いた。質問したいことは依然山のようにあつたのだが、この度の計報により、聞き取り調査は終了となつてしまった。突如、訪れた鉄九最後の語り部、菅野さんとの別れは本当に残念でならないが、先の大戦を戦った実際の部隊関係者との出会いを運命的なものに感じた私は、鉄道隊の記録を後世に伝える役目を与えていただいたものと考えており、本稿はその一つ、そしてこれまでのご恩返しのためで書かせていただいている。

菅野隊長の経歴

まず菅野さんの軍歴をご紹介します。平成18年、ある機関誌に「私の戦争体験」として投稿された際に、「ご自身でまとめられた経歴である。

大正8年6月2日、大分県日出町に生る。昭和12年東京府立第四中学校卒業。同年4月陸軍予科士官学校入学。15年3月陸軍士官学校を卒業（鉄道兵）53期。16年9月鉄道第九連隊中隊長。馬來作戦・スマトラ作戦参加、泰緬鉄道建設に従事。19年1月開通と共にビルマのモールメンに転進。輸送業務イエータンビユザヤ・モールメン担当。20年6月少佐進級、大隊長。8月終戦後マンダレー

に移動。ミートキーナ線の復旧作業。

22年1月作業完了後、戦犯容疑でラングーン刑務所入所。23年1月宇品上陸（復員）。23年〜平成15年戦友会「鉄輪会」代表。毎年靖國神社で慰霊祭を実施。昭和54年7月泰国よりC56機関車を購入、神社に奉納。

陸軍予科士官学校入校が18歳で、戦後の復員が28歳。菅野さんの青春時代はほとんどが軍人生活だったといえよう。最終経歴は陸軍少佐、大隊長。復員後のことはとても簡潔に書かれているが、戦後の活動も、まるで大隊長の立場で任務を数多く果たされたとは私は考える。生涯、鉄道将校としての職責を全うされた菅野隊長の戦後の活動とはどのようなものか。ご本人が極めて控え目に書かれた戦後の部分に迫ってみたい。

映画に沸く泰緬鉄道 賑やかなニュースのはざま

復員した昭和23年、菅野さんは戦友たちと鉄九の戦友会「鉄輪会」を発足させた。靖國神社での慰霊祭や慰安旅行などを定期的に主催し、会報も発行。はじめは少人数だった参加者も、年を追うごとに増えていった。

戦後10年が経過した昭和32年、泰緬鉄道を題材とした映画「戦場にかける橋」が世界的にヒット。当時、菅野さんは当時の事情をよく知る人物として、テレビ・ラジオや新聞からの取材を受

けた。世間が注目したのは、菅野さんの体験談と戦時中に撮影した記録写真だった。

カメラ愛好家だった父親の影響を受けた菅野さんは、カメラには人並み以上の愛着があり、出征時は当然のように自前のカメラを持参した。そして、部隊に装備された軍用カメラとの併用で、現場の様子をとにかく撮影した。マレー作戦では、敗走した英軍の倉庫から写真資材を大量に見つけるとい

幸運に恵まれ、部隊の日常を撮ったスナップが増えた。しかし終戦となると、写真どころか、自身の命すら奪われかねない事態に陥る。敗戦国の将校として、英軍の厳しい監視下にある収容所生活を強いられたのだが、なんと菅野さんはそんな状況下でも記録写真を手放さなかった。唯一、所持を許可された小さなカバンの中、背わたの部分に写真を縫いこむという咄嗟の機転で、英軍の目を欺いた。命の危険を顧みず守り抜かれた写真は、戦後菅野さんが語る体験談の裏付けとなり、信憑性の高い資料として珍重されることとなった。

映画のヒットは泰緬鉄道の知名度を飛躍的に高めたが、一方でストーリーに事実と異なる部分が多くあり鉄道隊関係者は憤った。例えば、映画の中では、鉄道建設は日本の鉄道隊の技術不足を、英軍捕虜が補ったように描かれているが、実際には日本の技術だけで鉄道は完成した。世界中に広まった鉄

道隊への不名誉な誤解を解くための任務が、菅野大隊長には課せられたのだった。

戦友シゴク(C56)との再会

鉄道隊の復員は昭和23年に完了していたが、その後も復員ができないでいたもう一つの戦友、C56形機関車(C56)との再会を、多くの関係者は夢見ていた。

泰緬鉄道はビルマへの陸上の輸送路確保のため昭和17年に建設工事が始まり、建設部隊の鉄道隊と共にC56が90両(1号機から90号機)タイ・ビルマへと送り込まれた。建設工事でのC56の役割は完成した線路の試運転で、できたばかりの路盤が車重で陥没して脱線する光景は日常茶飯事だったようだ。人も機関車も泥まみれになって険しいジャングルを突き進んだ。そして鉄道が開通すると、敵の爆撃の合間を縫って戦場を疾走する命懸けの任務。戦後



建設工事中の菅野さんとC5631号

の手記で多くの鉄道兵たちが、苦難の連続で心が折れそうになった時、C56の勇壮な姿や勇ましい汽笛の音に何度かも勇気づけられたと記している。彼らは深い絆で結ばれた戦友だったのだ。

戦後、C56はすべて連合国に接収され、タイの国鉄で活躍したが1両も帰還していなかった。そのため、戦友たちはC56の姿を一目見たいと、思い出の地であるビルマやタイに慰霊巡拝をした。現地ですでに活躍する車両や、廃車となった車両など多くのC56を発見する中、昭和50年代に入り、泰緬鉄道の開通式の記念車両に使用された31号機(C5631号)が発見されると、鉄輪会をはじめ他の鉄道隊の戦友会が協力して帰還事業を立ち上げ、1000万円を超える寄付を集めてタイの国鉄から車両を買い取り、昭和54年7月、靖国神社に奉納した。

戦後30年を経てようやく実現した「C56の復員」はテレビで話題となり、事業の中心を担った菅野さんは一躍、時の人となった。同年、靖国神社を参拝された高松宮同妃両殿下がC5631号を台覧になった際も菅野さんがご案内役を務めた。多くの戦友たちの夢をかなえた大仕事の陰には、やはり大隊長の姿があった。

回顧録に記された大隊長の矜持

鉄道隊に関する賑やかなニュー

スが世間を駆け巡っても、鉄道隊の戦友会は毎年、慰霊祭を厳粛に執行した。戦場で若くして亡くなった戦友を偲ぶことは何よりも特別な行事だった。泰緬鉄道において命を落とした日本人は約1000名と言われ、その中には、戦争裁判で死刑判決を受けた鉄道隊員2名も含まれている。戦時中の体験談をまとめた文集では、多くの隊員が建設作業や戦後の収容所生活の労苦を書き綴っているが、菅野さんは、大隊長としての苦悩とともに、戦争裁判で処刑された2名の戦友の記録を克明に記している。

終戦後、ビルマにいた日本軍(約2万人)は1年近く現地に足止めされ、昭和21年6月より、ようやく帰還が始まった。各鉄道隊にはこの日本人の輸送業務が課せられ、菅野隊長の部隊はムドンからモルメンの港までの約50kmの区間を担当した。帰還の喜びに沸く戦友たちを輸送する、一見明るい雰囲気の後、別の作業が命ぜられていたため、精神的にとってもつらい任務だったという。

6月は1年で最も過酷な雨季であり、過労の機関員が次々にマラリアで倒れていく中、残った隊員は「日本軍鉄道隊の最後の仕事」と歯を食いしばって黙々と作業にあたっていた。その隊員たちの姿に心を打たれ、「彼らに手を合わせたい気持ちだった」と隊長とし

ての素直な気持ちを菅野さんは書き綴っている。

結局、菅野隊は丸三日かけて輸送任務を完遂し、全ての日本人を祖国へ出港させた。そして間もなく北ビルマ・ミートキーナ線の補修作業のため約500km北への移動が命じられた。

「いつになれば日本へ帰れるのか」という焦燥感に加え、英軍の支給する食料は粃が多くてとても人が食べるものとは思えないものであり、北ビルマで作業を継続する鉄九の置かれた状況は、現地人も同情するほど酷いものだったが、翌年1月、さらに厳しい現実が部隊に突きつけられる。それは連隊長以下将校等210名に対する戦犯容疑者として法廷への召喚命令であった。奈落の底に突き落とされるような処遇に、部隊内からは幹部批判の声が聞こえてくる。隊長としてのこの時の思いを、菅野さんは次のように綴る。

「どうせ終戦の時、捨てた命だと考えることもあるが、黙々と協力する理解者のことを思えば、強く生きねばならぬ。」

苦しい中でも自分を信頼してくれる仲間のことを思い、投げやりになりそうな気持ちを抑えて自身を鼓舞していたことがうかがえる。

菅野さんの手記において、感情が最も露わになるのは、鉄道隊の部下が、戦犯として処刑された時のことである。死刑が執行された直後の様子を次のように綴る。

「確定判決を知った瞬間から最後まで、特に毛布に包まれたまだ暖かく感じる遺体を抱いた時の感は取って書かない、否書けないのだ。しかしその思い出は一生忘れることは出来ないであろう」

戦友の遺体を火葬する際、仲間と協力して監視の目を盗んで遺骨を砕いて隠し持ち、復員後、自宅に帰る前にご遺族に届けたと、聞き取り調査で菅野さんは語られた。まさにその行動は、大隊長としての矜持の現われであろう。記された体験、そしてその後の行動のすべてが、30歳手前の青年のものである。菅野さんが「一生忘れることは出来ない」と書き記した思いの強さを、今を生きる私たちはどれほど理解できるのであろうか。

菅野隊長の別れの敬礼

私は、本年4月に行われた菅野さんの家族葬に特別に参列させていただいた。そして葬儀の間、戦後の戦友会の創設から、終焉における戦友の見送り役まで、全ての役目を務めた菅野さんが、いよいよ冥界へ向かわれる姿を、私は無意識に想像した。

「隊長殿、ようやく来られましたか。ずいぶんお待ちしましたよ。」と、戦友たちが出迎える光景が目に見えんできた。多くの仲間が先立たれ、淋しい思い

をされたことだろう。私たち若者に対しては、常に気丈に振る舞っておられた姿を思い出しつつも、私はこの時初めて、菅野さんの本当の気持ちを察知した。

告別式の終わりに、菅野さんの棺にご家族の手によって思い出の品々が納められた。機関車の手入れで着用された作業着や帽子もその中にあった。生涯で何度、タイやビルマに足を運ばれただろうか、足元にはタイのお土産である木彫りのゾウが一頭、お供に加えられた。泰緬鉄道建設工事で百人力の働きをした象にまたがった菅野隊長の写真さながらに、笑顔で仲間のもとへ向かわれたことだろう。



象使いの後ろに座る若き日の菅野隊長

菅野さんにお会いしたあとの別れ際、いつも「じゃあ」と言って笑顔で敬礼をしてくださった。本物の帝国陸軍の軍人さんの、本物の敬礼である。さり

げなくてとても格好良かった。棺をお見送りする際、静かに目を閉じると、暗闇の向こうから、「あとよろしく」と笑顔でいつもの別れの敬礼をくださった。



C5631号を背にした菅野廉一氏

(筆者 林逸紀氏プロフィール)
平成19年にタイを訪れ、泰緬鉄道と建設した鉄道隊の調査を開始した。平成25年と令和2年に企画展を靖國神社遊就館にて開催した。その間、菅野廉一氏をはじめ元鉄道隊関係者への聞き取り調査を実施し、泰緬鉄道を後世に語り継ぐための活動を継続している。

注…本寄稿文は、著者林逸紀氏及び公益財団法人偕行社の許諾を得て、「偕行」令和3年10月号に掲載された文章に一部加筆・修正を行い転載しました。

事務局からの報告等

一 令和3年度第2回通常理事会開催

本年度第2回通常理事会は、昨年同様2月21日、理事及び監事に議案に関する提案書を送付し、3月2日までに理事全員から書面による同意を、監事全員から書面による異議の無いことの意味表示を得て、事務局案はそれぞれ原案どおり承認されました。

(一) 理事11名及び監事2名 (回答)

(二) 議案

○第一号議案…令和4年度事業計画

その1 令和4年度事業計画書

その2 令和4年度収支予算書

○第二号議案…令和4年度の財産運用について

○第三号議案…令和3年度下半期職務執行状況について

二 慰霊祭等への参加状況

①3月5日、JYMA日本青年遺骨

収集団慰霊祭に山下理事長が参加

②3月26日、第43回特攻隊全戦没者

慰霊祭に山下理事長が参加

三 硫黄島戦没者遺骨収集派遣参加

第4回硫黄島戦没者遺骨収集派遣は中止となり参加はありませんでした。

四 新入会員紹介 (敬称略)

(令和3年12月1日～4年3月15日)

【賛助会員】

笠井 ありこ 杉本 佑子

賛助会員2名

五 靖國神社永代神楽祭へ申込を完了

昨年11月賛助会員の島崎勝一様から永代神楽祭への申込の提案とともに高額のご寄付をいただきましたので、当協議会として直ちに申込を行い12月6日に承認されました。

永代神楽祭の奉奏日は関係者で調整をした結果、サンフランシスコ講和条約が発効し、我が国の主権が回復した4月28日と致しました。

永代神楽祭は会員の高齢化等で慰霊祭の斎行が困難になる中、「大東亜戦争全戦没者」を慰霊顕彰するため、靖國神社によって永代にわたり祭祀をしていただけるものです。当協議会の慰霊顕彰活動に沿った事業であり申込を完了いたしましたことを謹んで報告申し上げます。

会費納入のお願い

当協議会の活動は、会員の皆様の会費・寄付金等の浄財で成り立っております。

令和4年度年会費納入用の払込取扱票を「慰霊第55号」に同封しておりますので、会費納入にご協力をお願い申し上げます。

寄稿のお願い

当協議会は、広報誌「慰霊」を、年3回(1月、4月、9月に)発行しています。各団体及び会員の皆様の積極的なご寄稿をお願い申し上げます。

原稿は、手書き、ワープロ、パソコン作成のいずれでも結構です。関連の写真等がありましたら努めて添付をお願いいたします。

寄付金の税額控除に係る

領収書等の送付について

当協議会は、租税特別措置法に基づく税額控除対象法人に認定されております。

従来、5000円以上の年会費・寄附金を頂いている方に確定申告による納税の際の必要となります。領収書及び証明書(写し)を送付しておりますが、本年も同様の処置をさせていただきます。なお、送付時期につきましては、12月以降随時発送する予定です。

また、5000円未満の方でも、確定申告にあたりこの領収書及び証明書(写し)をご希望の方は、ご遠慮なく電話・メール等で事務局までお申し出下さい。

新規会員獲得への協力をお願い

当協議会は、民間有志会員の皆様からお寄せいただく貴重な会費収入を頼りに、戦没者慰霊の事業を運営しております。

この国の大東亜戦争戦没者慰霊事業の永続と充実を希う、多くの皆様の当協議会への入会を心からお待ち申し上げております。

既会員の皆様には、お知り合いの方の入会勧誘について、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員の区分と年会費は 次のとおりです。

一 賛助会員

(本会の趣旨に賛同する個人)
年会費 三〇〇〇円

二 賛助特別会員

(特別御芳志の賛助会員)
年会費 五〇〇〇円

三 正会員

(本会の趣旨に賛同する慰霊目的の法人・団体)
年会費 一〇〇〇〇円

四 特別会員

(本会の趣旨に賛同する企業・法人団体)
年会費 一口一〇〇〇〇円

(一口以上)

*振込先口座番号(郵便振替口座)

〇〇一四〇・六・三三四九三〇

(当協議会へ事前に連絡をいただければ、振込料無料の振込用紙付「入会のしおり」をお届けいたします。)

協議会参加正会員団体の令和4年度慰霊行事予定（情報入手分のみ）
（各正会員団体が主催又は参加する主要慰霊行事を掲載しています。）

年月日	時間	（慰霊行事名）	場所
（公財）大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会			
4・4・28	14時00分	大東亜戦争全戦没者永代神楽祭	靖国神社
4・7・9	式典12時00分	令和4年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭	靖国神社
（公財）海原会			
4・5・29	11時00分～12時00分	第55回予科練戦没者慰霊祭	陸自土浦駐屯地内
英霊にこたえる会			
4・8・15	9時00分～10時00分	第47回全国戦没者慰霊大祭	靖国神社拝殿
エラフ力東京都人会			
4・7・9	式典12時00分	令和4年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭	靖国神社
鹿児島県行会			
4・8・15	10時00分～11時00分	大東亜戦争戦没者慰霊祭	鹿児島県護国神社
5・3・26	10時30分～11時30分	鹿児島戦没者追悼慰霊祭	鹿児島戦没者墓地
神奈川県行会			
4・8・15		神奈川県戦没者追悼式	神奈川県慰霊堂
熊本県行会			
4・11・6	11時00分～13時30分	合同慰霊祭	熊本縣護国神社
埼玉県行会			
4・4・24	10時30分～11時00分	埼玉真護国神社正式参拝	埼玉真護国神社
4・8・15	11時30分	埼玉真護国神社みたま祭	埼玉真護国神社
佐賀県行会			
4・8・15	11時00分～12時00分	佐賀真護国神社平和祈願祭	佐賀真護国神社
特定非営利活動法人JYMA日本青年遺骨収集団			
5・3月	10時00分～15時00分	JYMA慰霊祭・活動報告会	靖国神社
全国ソロモン会			
4・10・22	11時00分～15時00分	ソロモン群島方面戦没者慰霊祭	靖国神社
筑後地区行会			
4・8・5～4・8・11		ガダルカナル島戦80年慰霊巡拝	ガダルカナル島
4・5・8	10時30分～12時00分	久留米市戦没者慰霊祭	野中町忠霊塔広場
4・8・15	10時40分～12時30分	戦没者慰霊平和祈年祭	野中町忠霊塔広場
5・2・22	11時00分～12時00分	爆弾二重士慰霊祭	山川招魂社境内
（公財）千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会			
4・10・18	13時00分～14時30分	秋季慰霊祭	千鳥ヶ淵戦没者墓苑
東部ニューギニア戦友遺族会			
4・4・5	14時00分	靖国神社永代神楽祭奉斎	靖国神社
（公財）特攻隊戦没者慰霊顕彰会			
4・9・23	14時00分～16時30分	第71回特攻平和観音年次法要	世田谷山観音寺
5・3・25	11時00分～14時30分	第44回特攻隊全戦没者慰霊祭	靖国神社
ネービー21			
4・6・5	14時00分～15時00分	ミッドウェー海戦80年祭	靖国神社
4・9・25	14時00分～15時00分	堀内豊秋永代神楽祭	靖国神社
5・1・5	14時00分～15時00分	永野修身大将永代神楽祭	靖国神社
ハワイ明治会			
4・8・15	9時00分	盆法要	ハワイマキキ日本海軍墓地
5・3・20	9時00分	招魂慰霊祭	ハワイマキキ日本海軍墓地
姫路県行会			
4・8・10	10時00分～12時00分	戦没者追悼慰霊祭	名古山霊園陸軍墓地
4・8・15	10時00分～16時00分	英霊感謝祭	姫路護国神社
4・8・16	9時00分～12時00分	田中静彦陸軍大将顕彰碑慰霊祭	たつの市龍野公園
福岡県行会			
4・5・14	11時00分	福岡県特攻勇士慰霊顕彰祭	福岡縣護国神社
4・10・23		福岡陸軍墓地慰霊祭	福岡陸軍墓地
宮崎県行会			
4・7月	10時00分～12時00分	宮崎真山身戦没者慰霊祭	宮崎縣護国神社
山口県行会			
4・11・20	14時00分～15時30分	山口県陸軍墓地慰霊祭	山口県陸軍墓地
4・8・8	11時00分～19時30分	献灯みたままつり	山口県護国神社